

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
1 廃棄物処理手数料		1 廃棄物処理手数料	
区 分	手 数 料	区 分	手 数 料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u>	1 〔同左〕	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u>
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u>	2 〔同左〕	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u>
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める。	3 〔同左〕	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2,800円</u> を限度として品目別に規則で定める。
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	〔略〕	4 〔同左〕	〔略〕
2 〔略〕		2 〔略〕	

付 則

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表 1 廃棄物処理手数料の部3の項ただし書の規定は、占有者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合に適用し、施行日前に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合については、なお従前の例による。
- 施行日から令和5年10月31日までの間、施行日前にこの条例による改正前の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により区長が交付した有料ごみ処理券は、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号）第46条の規定により事業者が添付する場合に限り、この条例による改正後の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により交付した有料ごみ処理券とみなす。